

こども^{☆☆}誰^{☆☆}でも通園制度

令和7年度こども誰でも通園制度モデル事業 実施状況について



令和7年11月 姫路市幼保連携政策課

姫路市こども誰でも通園制度モデル事業の概要（令和7年度）

姫路市在住で、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、モデル事業を実施しています。

- ・ 公立3園、私立7園の保育所・認定こども園で実施
- ・ 令和7年6月～8月、9～11月、12月～令和8年2月の3期で実施
- ・ 1人あたり利用時間は月10時間まで
1時間あたり300円の利用者負担が必要
- ・ 実施曜日・時間帯は園によって異なる
モデル事業ではいずれの園も1回2時間（9:00～11:00等）で実施
給食提供なし（おやつは一部の園で提供あり）
- ・ 受入歳児は園によって異なる
1回あたりの受入定員は2～8人（各園で設定）
- ・ 一般型（専用室独立実施型もしくは在園児合同型）で実施
- ・ 夏休み等の長期休業日や園行事実施日など、事業を実施しない日は各園で設定
- ・ 各園1～2人の専従職員を配置（保育士要件1／2）

令和8年度から給付制度（乳児等支援給付）として全国で実施されます■

・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設されました。

・今年度から児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化され、令和7年度は、254自治体、1,999か所の事業所で実施が予定されています。

・本市においては、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、事業を実施する園に対し事業認可を行い、子どもの年齢別預かり人数に応じ、事業費にかかる補助金を支給します。
令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設等と同様に認可・確認を行い、こども1時間当たりの預かり費用が公定価格として設定され、実施園に対し、実績に応じて時間単位で給付が行われる予定です（給付単価は今後、国において検討予定）。



令和7年度モデル事業 申込実績

市内在住の対象となる未就園児がいる家庭を対象に募集を行ったところ、第1期は249人、第2期は296人、第3期は328人の応募がありました。応募数の増加状況から、制度の周知が進み、保護者の期待値も高まっている一方、受け皿の確保が求められています。

区域	園名	実施形態	第1期(6～8月)		第2期(9～11月)		第3期(12～2月)	
			定員	決定数	定員	決定数	定員	決定数
中部	市川台保育所	専用室	30人	22人	30人	24人	30人	20人
中部	中央乳児保育所	専用室	50人	35人	50人	43人	50人	39人
中部	五字ヶ丘幼稚園	専用室	40人	25人	33人	21人	25人	24人
中部	みどりヶ丘幼児園	専用室	60人	34人	36人	31人	36人	34人
東部	別所まるやまこども園分園	在園児合同	15人	11人	15人	15人	15人	15人
中部南	高浜保育所	専用室	30人	26人	30人	29人	44人	38人
南西部	やながせ保育園 大津みやび野分園	在園児合同	15人	15人	15人	15人	15人	15人
南西部	網干保育園	在園児合同	8人	5人	8人	8人	8人	6人
南西部	徳栄寺こども園	専用室	20人	9人	10人	10人	10人	10人
北西部	真愛幼稚園	専用室	50人	12人	50人	23人	25人	25人
合 計			318人	194人	277人	219人	258人	226人

※中部南や南西部を中心に応募人数が定員を超えたため抽選を実施し、一次募集の落選者を対象に各園の空き枠に対する二次募集を行い、利用者を決定しました。

令和7年度モデル事業実施園 ヒアリング内容より（第1期実施にあたって）

◇開所日・定員設定について

- ・通常保育を優先し、曜日を限って誰でも通園を実施する、園の行事日は実施しないなど無理のない範囲で行っている
- ・午前は短時間勤務の非常勤職員等を含め職員を多く配置している、在園児と同じクラスで実施しており（在園児合同型）、午後は在園児の午睡に重なる等の理由から、午前だけの受入とした
- ・第1期を実施してみて、午後の需要が少なかったため、午前を定期利用として実施し、午後は、キャンセルが出た場合の振替や面談・事務に要する余裕時間として利用できるよう工夫している
- ・面積に空きがあるクラスで在園児と一緒に受け入れるため、募集歳児・人数を限定している

◇定期利用方式について（子どもごとに利用する園・曜日・時間帯を固定）

- ・一時保育事業と異なり、毎週決まった時間に決まった子どもが通園することで、保育士のシフト体制や見通しを持った保育計画が立てやすい。保育士が一人一人の状況を把握し、継続して対応することで、通園経験のないこどもも、徐々に園に慣れ、保育士との信頼関係が強まり、育ちにつながっている
- ・一回2時間なので、食事や睡眠時間の影響が無く、園に慣れていない子どもも短時間から園との関わりを始められる。慣れてきた子どもは、一時保育事業につながられる
- ・初回到親子でクラスに入る親子通園を行うことで、保護者の安心につながった

◇実施方法について（専用室独立実施型・在園児合同型）

- ・使用していなかった部屋を保育室として整備・活用した
- ・一時保育事業と同じスペースで実施。一時保育を利用する子どもがいる日は、それぞれの事業の専従職員がつくため、2人体制で預かりを行っている
- ・保育室をパーティションで区切り、誰でも通園と子育て支援事業で同時に使用している
- ・在園児クラスで、認可定員の範囲内（クラスの空き面積を活用）で、誰でも通園の子どもを受け入れている。一回2～3人と少人数で受け入れているので目が届きやすい
- ・園の活動に参加するなど、生活リズムを在園児にあわせている。クラス担任と誰でも通園の専従職員で、一緒にクラスの子どもを見守っている
- ・在園児の混乱を懸念したが、担当職員がつくため、特に保育への影響は無かった

◇職員配置について

- ・年齢・人数に応じた配置基準（3対1、6対1）を基本としつつ、子どもが慣れるまでの期間や担当職員が休みを取る日等、フリー保育士や副園長、主任などの有資格者がサポートに入っている
- ・余裕のある職員から人員を配置しているため、新たな採用は行わなかった
- ・日ごとに異なる子どもや保護者との対応が必要なため、経験のある保育士が対応している



◇食事対応について

- ・アレルギーや誤嚥のリスクがあるため食事は提供していない
- ・在園児のおやつの時間は、誰でも通園のこどもを一時的に別の部屋で過ごさせる

◇利用方法や事務負担軽減の工夫

- ・親子の写真と氏名をセットで掲示し、職員間で把握できるようにしている
- ・初回面談を複数人でまとめて実施。家庭での様子や発達段階は一人一人確認するが、食事提供が無いのでアレルギーの聞き取りに時間を要しなかった
- ・保護者にその月の利用回数をあらかじめ確認し、利用料を月ごとに前払いしていただくことで、確実な利用につなげている
- ・システム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を使い、保護者が利用のキャンセルや空き枠の予約を行うことで、電話やメールでのやり取りを最小限にしている。保育記録や利用料の領収書発行もシステムで行っている
- ・キャンセルで生じた枠を別の利用者に利用してもらうことで、最大定員まで活用できている



◇子どもの様子・保護者の反応

・在園児に比べ登園間隔が開くため、場所や人に慣れるか心配したが、他の子どもと関わる中で、早い段階で泣かずに過ごせる子どもが多かった

・保護者からは、子どもにとって無理のない2時間×週1回のペースで、年代の近い友達と集団生活を過ごすことが良い刺激になっているという声を頂いている

・預けるときは不安そうな保護者が、登降園時のなにげない会話を通して、子育てする中での小さな疑問や不安感を解消し、笑顔で帰られるのが嬉しい

・保護者も子どもと離れ自分の時間を持つことで、毎週定期的にリフレッシュでき、事業を通して子どもの家庭では見られない姿や成長を見ることで、育児に対する負担感の軽減や楽しさに繋がっていると感じる

・地域の子育て支援の一つとして、さまざまな子どもや保護者と接することで、保育士の経験値向上にもなっている



・本事業をきっかけに、今まで園と関わりの無かった人から園を知ってもらう良い機会になっている

・事業を通して園の様子を見たり感じたりしていただくことで、子どもの入園先の選択肢の一つになり、園として受入のすそ野を広げることができる

・毎回2時間の積み重ねが子どもの成長に、保護者の子育て支援につながっていると感じる